

写

別紙様式第1号（第3関係）

令和3年 6月11日

奈良市議会議長 三浦 敏次 様

質問者 三橋 和史



文 書 質 問 票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり質問します。

質問事項	質問の具体的な内容	回答者
市政運営について 1、審査基準の策定及び公表状況について	<p>市民の関心の高い各分野における市政運営について、以下のとおり質問する。</p> <p>行政手続法第5条第1項は、「行政庁は、審査基準を定めるものとする。」と規定し、奈良市行政手続条例第5条第1項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。」と規定する。すなわち、奈良市に属する各行政庁は、申請（法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。以下同じ。）により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準を策定しておかなければならぬ。</p> <p>また、行政手続法第5条第3項及び奈良市行政手続条例第5条第3項は、原則として審査基準を公にしておかなければならぬ旨を規定する。</p> <p>これらを踏まえ、次の点について質問する。</p> <p>なお、現状において、策定すべき審査基準が策定されておらず、公表すべき審査基準が公表されていないか又はその方法が不十分である場合もあることは既に確認済みである。審査基準と併せて、処分基準についても、関係法令に従って適切に策定し、又は公表するよう求めるものである。また、市長部局、企業局及び教育委員会以外の行政庁に係る事務については、市長がまとめて回答されたい。</p> <p>1、申請に対する処分のうち奈良市に属する各行政庁がその処分をする権限を有している全ての事務の名称又は内容、各事務の根拠法令の名称及び根拠条項</p>	市長 企業局長 教育長

令-3.6.11和

175

	<p>2、上記1で網羅した事務ごとに、当該事務に関する審査基準の策定の有無</p> <p>3、上記2で審査基準を策定していると回答した事務ごとに、当該事務に関する審査基準の公表の有無</p> <p>4、上記3で審査基準を公表していないと回答した事務ごとに、当該審査基準を公表しない理由となるべき「行政上特別の支障」(行政手続法第5条第3項及び奈良市行政手続条例第5条第3項)の具体的な内容</p> <p>5、上記3で審査基準を公表していると回答した審査基準ごとに、当該審査基準を公表している具体的方法</p> <p>6、上記5で市のホームページで審査基準を公表していない事務ごとに、市のホームページで当該審査基準を公表していない具体的な理由</p> <p>7、上記2で審査基準を策定していないと回答した事務ごとに、当該事務に関して審査基準を策定していない具体的な理由</p> <p>8、上記2で審査基準を策定していないと回答した事務ごとに、当該事務に関して審査基準を策定すべき期限とする年月日</p> <p>9、上記2で審査基準を策定していないと回答した事務ごとに、当該事務に関して審査基準を新たに策定した場合において公表する方針の有無</p> <p>10、上記9で新たに策定する審査基準を公表する方針がないと回答した事務ごとに、当該審査基準を公表しない理由となるべき「行政上特別の支障」(行政手続法第5条第3項及び奈良市行政手続条例第5条第3項)の具体的な内容</p>	
--	---	--

2、ごみ収集車の安全運転について

ごみ収集車の運転に当たっては安全を第一とするよう再三にわたって申し入れてきたところであるが、ごみ収集車による事故が絶えず、その運転の態様について市民からの苦情も多い。奈良市は、事故が発生する度に、再発防止策として安全運転のための職員向けの講習を実施するなどという説明を繰り返してきたが、実効性に疑問がある。

令和3年2月8日付け文書質問においても、ごみ収集車へのドライブレコーダーの設置を促し、運転を担う職員に対して交通ルールの遵守や安全運転への動機付けを図ることも求めたが、市長の回答は消極的なものであった。

しかしながら、奈良市環境部が管理所有するごみ収集車及び奈良市が一般廃棄物収集業務を委託している事業者が使用するごみ収集車が関与する交通事故は後を絶たず、その発生頻度も少なくない。

令和3年6月10日には、奈良市が一般廃棄物収集業務を委託している事業者のごみ収集車が人をはねる事故を起こし、同人は死亡した。

私からは、市長だけでなく環境部長や同事業者の代表者らに対しても、ごみ収集車の運転に当たっては安全を第一とするよう再三にわたって申し入れてきたが、安全運転に対する意識が未だ低いと評価せざるを得ず、市として責任を負うべきごみの収集業務に当たって死亡事故が発生したことは誠に遺憾である。

運転を担う職員らに対して交通ルールの遵守や安全運転への動機付けを図り、実際にも安全運転が実効的に確保されるために、市として講すべき具体策について回答されたい。

市長

3、令和3年6月定例
市議会における一般
質問に対する答弁が
なかった事項につい
て

令和3年6月4日の市議会本会議で私が行った一般
質問について、市長から答弁がなかった事項がある。
答弁がなかった事項について、質問項目ごとに回答
されたい。

市長

受付日	令和 3年 6月 11 日
送付日	令和 3年 6月 11 日